

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成23年11月30日23能第2184号及び平成23年11月30日23〇〇第891号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、異議申立人の福岡県立〇〇高等技術専門校（以下「〇〇技専校」という。）の退校に関する公文書に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、実施機関が行った事情聴取の相手方の氏名及び聴取内容については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、他の特定し得る文書と併せてその開示を求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成23年11月18日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年11月30日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年1月12日付けで、本件決定を不服として実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 不開示部分が開示されなければ、相手方や〇〇専門学校（以下「本件専門学校」という。）と話合いが出来ない。

本件個人情報は、異議申立人が事実関係を調査して欲しいと依頼し、実施機関が調査したことの結果であり、それを調査依頼した異議申立人に報告するにあたり、不開示とする

理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

(2) その他にも特定すべき文書があるので、その文書も特定した上での開示を求める。

職業能力開発課（以下「職能課」という。）と〇〇技専校の職員から平成23年7月から9月に本件専門学校から連絡があったこと、異議申立人がお願いしたことを記録した文書も特定して、開示すべきである。

平成23年8月29日に職能課と〇〇技専校の職員と本件専門学校と異議申立人の四者会談の質疑応答についての記録した文書も特定して、開示すべきである。

調査内容について不明記（〇〇が異議申立人を退学させて欲しいと本件専門学校の副校長に提出したという書類がない。7月26日かその翌日に本件専門学校の副校長より、〇〇技専校あてに異議申立人を退学させてよいかを電話で問い合わせた内容等が明記されていない。）である。

(3) 詳細な内容を開示して欲しいので、メモされた直筆のノートをそのままコピーして渡して欲しい。

(4) 異議申立人には第三者の名前を隠して、本件専門学校には、名前を公開してあるというのは、納得できない。

(5) 異議申立人に対して、実際、報告されていない内容や勘違いされている内容があるので、今一度、職員との話し合いの場を設けていただくようお願いする。

(6) 異議申立人が復学した時の対応について回答をお願いする。

(7) 退校にされる理由が明記されていない。結論が出ていない状態で、授業が受けられないというのは、公共訓練生としての教育を受ける権利、あるいは人権侵害にあたるものと思う。回答をお願いする。

(8) 本件専門学校の介護福祉士養成科において、先生のみ事情聴取して、一番大事な公共訓練生に事情聴取がされていない。

(9) 公共訓練生が起こした事件等に何も対応をとられていないし、異議申立人への報告や謝罪などもない。福岡県知事としての回答をお願いする。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

### (1) 本件個人情報の特定について

ア 異議申立人の開示請求書には、「〇〇技専校と本件専門学校副校長との連絡記録・議事録・退学に関する調査内容」、「〇〇技専校と異議申立人との連絡記録及び退学に関する内容」、「職能課と本件専門学校との連絡記録・議事録・退学に関する調査内容」、「職能課と異議申立人との連絡記録及び退学に関する内容」と記載されていることから、実施機関は、実施機関が保管する異議申立人の退校に関するすべての文書を特定しているものである。

イ 職能課が取得した「異議申立人の退校に係る〇〇技専校からの報告書」及び〇〇技専

校が作成・取得した「異議申立人の退校を決定する起案文書」において、本件専門学校から提出された異議申立人の退校願に係る進達文書や平成23年8月10日に異議申立人が〇〇技専校に来校し、退校願を保留にして欲しいと願い出たことを記載している。

「職能課と異議申立人との連絡記録」において、平成23年8月2日及び同月19日に職能課を訪問した際に異議申立人が述べた内容の中に、異議申立人の請求内容が含まれている。

職能課が取得した「異議申立人の退校に係る〇〇技専校からの報告書」及び〇〇技専校が作成・取得した「異議申立人の退校を決定する起案文書」において、平成23年8月29日のやりとりを記載している。

## **(2) 条例第14条第1項第1号該当性について**

「訓練生の退校について」及び職能課が〇〇技専校より入手した文書のうち、「介護福祉士養成科訓練生について（〇〇技専校の対応記録）」に記載されている事情聴取の相手方の氏名並びに「訓練生の退校について」中、事情聴取記録のうち聴取内容は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第14条第1項第1号に該当する。

## **6 審議会の判断**

### **(1) 本件個人情報の性格及び内容について**

#### **ア 介護福祉士養成に係る公共職業訓練について**

公共職業訓練は、国及び都道府県が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第4条第2項の規定に基づき、離職者等に対し、職業技能を習得させ、就労を促進することを目的として実施している職業訓練である。

本県が実施している公共職業訓練には、県立高等技術専門校内で実施するもののほか、短期大学や専門学校といった民間教育訓練機関への委託により実施するものがあり、介護福祉士の資格取得を目的とした介護福祉士養成科は、民間教育訓練機関への委託により訓練を実施している。

介護福祉士養成科は、国家資格取得を目的としており、厚生労働大臣認定の介護福祉士養成校の卒業を条件として、国家資格を得ることができる。

したがって、介護福祉士養成科の訓練生は、訓練生としての身分のほかに、介護福祉士養成校である民間教育訓練機関における学籍を有することになる。

なお、民間教育訓練機関の学籍を失えば、その時点で訓練継続はできなくなり、退校願による退校許可又は退校処分となる。

#### **イ 本件個人情報の性格について**

異議申立人は、平成23年4月に〇〇技専校の介護福祉士養成科に入校し、本件専門学校において介護福祉士の養成に係る訓練を受けていたが、同年8月2日に本件専門学校に退学願を提出し、即日受理されている。また、同日、異議申立人は、〇〇技専校に

対する退校願も提出し、同月29日付け文書をもって、同月2日付けの退校が許可されている。

## ウ 本件個人情報の内容及び不開示情報について

本件個人情報は、異議申立人の退校許可に係る起案文書及びこの退校に係る実施機関の対応記録等に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は本件個人情報のうち、実施機関が異議申立人の退校に関連して行った事情聴取の相手方の氏名及び聴取内容については、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示としている（以下、実施機関が不開示とした情報を「本件不開示情報」という。）。

## (2) 本件個人情報の特定について

異議申立人は、開示された文書の他にも特定すべき文書があると主張していることから、本件個人情報の特定の妥当性について、以下判断する。

ア 異議申立人は、本件専門学校から実施機関への連絡や異議申立人を含めた話し合いについて、個別に具体的な内容を示して、これらを記録した文書を開示すべきであると主張しているが、実施機関は、これらの連絡又は話し合いの内容は、要点のみ記録しており、異議申立人が示す具体的な内容を詳細に記録したものはないと説明している。

当審議会が本件個人情報を確認したところ、これらの連絡や話し合いを記録した部分には、日付、場所、対応者等のほか、異議申立人及び実施機関の職員等の発言内容が要約して記載されていることが認められることから、これらの連絡又は話し合いの内容は、要点のみ記録しており、詳細な記録は作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、当審議会が実施機関の執務室に赴き、異議申立人の退校に係る公文書を見分したところ、実施機関が特定した公文書以外に、異議申立人が開示すべきであると主張する文書は、存在しなかった。

イ 異議申立人は、実施機関の職員が異議申立人を含めた話し合いの場においてメモしたノートを開示すべきであると主張しているが、実施機関は、職員は記録作成のためにノートにメモを取ったが、そのノートは対応記録を作成した後に廃棄されており、存在しないと説明をしている。

面談等に対応した者が、聴き取った内容等をその場で備忘録として記録し、その記述等に基づいて報告書等を作成した後に、備忘録そのものを廃棄することは一般に行われていることから、職員のノートは廃棄されたとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、仮に対応した職員のノートが存在したとしても、それは、職員が専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ作成し、利用したものであり、条例第2条第3号に規定する公文書には該当しないことから、開示請求の対象とならないものである。

したがって、実施機関が異議申立人の開示請求に対して行った、本件個人情報の特定は

妥当である。

### **(3) 条例第14条第1項第1号該当性について**

実施機関は、本件不開示情報が条例第14条第1項第1号に該当していることから、本件不開示情報の同号該当性について、以下判断する。

#### **ア 本号の趣旨**

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする旨を定めたものである。

なお、開示請求者以外の個人の情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でも知り得る情報である場合等は、正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

#### **イ 該当性の判断**

本件不開示情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、実施機関が行った事情聴取の相手方の氏名及び聴取内容が明らかになり、事情聴取の相手方のプライバシーその他の利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、本件不開示情報を知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、また、何人でも知り得る情報であるともいえない。

したがって、実施機関が、本件不開示情報について、条例第14条第1項第1号に該当すると判断し、不開示としたことは妥当である。

### **(4) 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人は、本件事案について種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の不開示決定等の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。